平成２４年（フ）第２０号
和歌山県田辺市下三栖129番地の１　サンライズマンションＣ―７号室
債務者　芝　　秀城
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２８９号
埼玉県上尾市大字原市2417番地５
債務者　若山　弘光
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
埼玉県川口市大字赤山1297番地の７、旧住所埼玉県川口市前上町９番11号　山城ハイツ301号
債務者　志和知京子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
さいたま市緑区大字三室197番地３　市営住宅三室団地225号
債務者　柿沼　正法
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
千葉県成田市本三里塚194番地22
債務者　津久井　隆
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２３号
千葉県佐倉市下志津899番地11　キャッスルマキユーカリが丘201号
債務者　宮城　奈々
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４２号
千葉県成田市西大須賀3874―１　大成建設株式会社千葉ＰＣ工場寮Ａ棟213号室、住民票上の住所千葉県成田市川上245番地2939
債務者　菜花　清範
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４４号
千葉県富里市七栄644番地81
債務者　前田　　剛
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４７号
千葉県八街市八街ろ111番地371
債務者　加納　　舞（旧姓高瀬）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５１号
千葉県八街市八街い210番地14
債務者　奥原　伸夫
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５２号
千葉県八街市八街い210番地14
債務者　奥原　ふち
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５３号
千葉県佐倉市田町121番地１　モアクレストアルファス佐倉913号
債務者　小川　智彦
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第６４号
千葉県八街市大木671番地243　レオパレススプリングス203
債務者　馬渡　一彦
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７４号
千葉県佐倉市稲荷台２丁目10番地８　エステートピアＵ２Ｆ
債務者　高木　宏武
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１６号
千葉県君津市南子安１丁目９番８号　２ＦＢ
債務者　門前　利夫
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第３１号
千葉県木更津市清見台南１丁目７番１号　吉田ハイツ101
債務者　佐久間祐子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第３４号
新潟県十日町市大黒沢1343番地２
債務者　井之川定信
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係